

芝福保第136号
令和2年4月10日

保育所園児保護者 各位

芝山町長 相川 勝重
(公印省略)

保育所における登園自粛について (お願い)

このことについて、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策措置法第32条に基づく内閣総理大臣の緊急事態宣言が発出されたことに伴い、各保育所においては問診票等による健康観察を行いながらできる限りの開所を行ってきたところです。

本町においては、感染者は確認されていない状況ですが、保育所における感染拡大防止を強化するため、また、外出自粛要請による可能な限りご自宅での保育をお願いしたいことから下記のとおり預かりの要件を限定し登園の自粛を行うことといたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1. 登園自粛期間 令和2年4月11日(土)から5月6日(水)まで
2. 預かり可能要件 次のいずれかの要件に該当する場合
 - (1) 保護者全員が、医療機関、生活必需品販売、ライフライン(電気・ガス・水道)、公共交通、官公署などに従事し、かつ、勤務日に当たるため、保護者以外の方も含めご家庭で保育に当たられる方がいない場合
 - (2) 上記(1)以外で、特別な事情がある場合
3. その他 ○保育料については、登園日数等に応じて清算する予定です。
※4月8日付け保育所からのお願い時点以降から対象
○給食費についての清算は検討中であるため後日連絡します。

【問い合わせ】

福祉保健課子育て支援係

0479-77-3914